

内閣総理大臣 菅 直 人 殿

2011年1月25日

## 薬害イレッサ事件の和解勧告に応じることを求める 申入書

薬害イレッサ訴訟統一原告・弁護団

代表原告 近 澤 昭 雄

代表原告 清 水 英 喜

西弁護団長 中 島 晃

東弁護団長 白 川 博 清

大阪・東京両地方裁判所は、本年1月7日の和解勧告において、薬害イレッサ問題を「深刻な被害」とし、国と企業・アストラゼネカ社の救済責任を明言した上で、早期全面解決のために、訴訟の当事者に対し、勧告を真摯に受け止めて検討をすることを表明しました。これを受けて、原告は、和解勧告を受け入れる意思を表明し、よりよい解決のために協議の準備をすすめていたところで

す。ところが、これまで国は和解勧告を受け入れの態度を明らかにせず、アストラゼネカ社は、昨日、裁判所の提案の受け入れを拒否する姿勢を打ち出しました。このような対応は、イレッサによって被害を被りながら、6年半の長きにわたる訴訟を闘い続けてきた原告らや、イレッサの被害者及び遺族に対し、二重三重の苦しみを与えるものであり、到底許されるものではありません。

薬害イレッサ問題の全面解決がなされなければ、「薬害肝炎検証再発防止委員会」提言に基づく薬事行政改革は後戻りし、今後も、同様の悲惨な薬害が繰り返されることとなります。薬害の連鎖を断つ機会は、いま、この薬害イレッサ問題の解決を行うことをおいて他にありません。東京・大阪両裁判所の所見が、医療現場への情報提供が不十分であったと指摘していることを重く受け止め、がん患者の尊厳を踏みにじる惨禍をもたらした責任を自覚し、真摯な反省のもとに和解協議に応じることを強く求めます。

菅直人総理大臣は、医薬品に関する情報公開と情報提供の必要性を説いて、薬害エイズ事件の解決に大きな役割を果たされました。その菅直人総理大臣が、医療現場への情報提供の必要性を指摘した所見を否定して、協議の席につくことすらしないとすれば、それは、薬害エイズのみならず、多くの薬害被害者の信頼を裏切り、国民の期待に背くこととなります。

菅直人総理大臣の解決に向けた決断を求めます。

以 上